

国立大学法人宇都宮大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践して、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献する。そのために、①幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成し、②持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進し、③地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開する。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 中期目標を達成するための基本組織として、別表のとおり学部、研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>① 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現代社会に必要なリテラシー（素養）、幅広く深い教養と豊かな人間性、並びに実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く知力と行動力をもった人材を育成する。 <p>② 大学院課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程及び博士前期課程にあっては、創造的で実践的な応用力を身につけた高度専門職業人を育成する。 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期導入教育、リテラシー教育及び教養教育から構成される全学共通教育を豊かで効果的なものにするために教育企画会議で基本方針を策定し、新たな実施体制を構築する。 ○ 各学部の教育目標にふさわしい卒業後の進路を確保するために、全学並びに学部ごとに、適切な学生指導を行う。 ○ 教育の成果を検証するために、同窓会、学生後援会（保護者の学生支援組織）並びに広く社会の識者を含めた評価を行う。 <p>② 大学院課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程及び博士前期課程の目標を達成するために、大学院修士課程及び博士前期課程の教育運営体制を見直し、専門分野ごとに教育課程の再構築を図る。 ○ 博士後期課程の目標を達成するために、副専門研修を更に充実させ、主専門のほか

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>○ 博士後期課程にあつては、幅広い視野と高度な専門性を身につけ、創造性を発揮できる高度技術者・研究者を育成する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>① 学士課程のアドミッション・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な選抜方法により、専門分野に適性があり、目標をもって意欲的に学ぶことのできる学生を確保する。 ○ 多様な学生集団がもたらす教育効果を高く評価し、社会人や留学生を積極的に受入れる。 <p>② 学士課程の教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学共通教育と学部専門教育の目標を明確にし、学生の特性や興味関心に配慮した教育課程を編成する。 <p>③ 学士課程の教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各授業科目の目標を明確にし、学生の特性も考慮しながら、適切な授業形態をとるとともに、国際的な通用性も視野に入れた教育方法を絶えず考究する。 	<p>に副専門を修めた、いわゆる"逆T字型"の人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の成果を検証するために、同窓会や広く社会の識者を含めた評価を行う。 <p>③ 学生収容定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度別学生収容定員は別表のとおりとする。 <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学士課程の入学選抜の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アドミッション・ポリシーにふさわしい入学選抜方法を、少子化や多様化等の社会の変化に応じて構築する。 ○ 本学のガイダンス機能を強化するとともに、高大教育連携協議会等を通じて高等学校側と意思疎通を図り、入学選抜方法の改善に役立てる。 ○ 社会のニーズを調査検討し、長期履修制度を活かすなど、社会人の入学を一層促す方策を講じる。 ○ 学習・生活支援体制やインターネットを利用した大学案内を充実させることによって、留学生の受入れを拡充する。 <p>② 学士課程の教育課程編成の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学共通教育において、学ぶことの意義と方法を習得するための初期導入教育、現代社会に必要なリテラシーを学ぶためのリテラシー教育、幅広く深い教養を身につけるための教養教育、という3つのカテゴリーを基本にして教育課程を編成し、内容の充実に努める。 ○ 学部の専門分野ごとに実践的専門性を培うためのコア・カリキュラムを編成して、内容の充実に努めるとともに、学生の興味関心に応じた柔軟な履修方法を提供する。 ○ 入学後の学生の進路変更を可能にするため、転部・転科制度を柔軟に運用できるように見直し、実施する。 ○ 大学院進学者の多様化に対応するため、学部教育と大学院教育の役割を改めて明確にし、必要に応じて学部専門教育課程を見直す。 <p>③ 学士課程の教育方法の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シラバスなどの授業計画書を充実して学習支援を強化するとともに、全学共通教育と学部専門教育のコア・カリキュラムについては単位制度の理念の徹底を図るなど、教育効果の向上に努める。 ○ APSIA (Association of Professional Schools of International Affairs)やJABEE (Japan Accreditation Board of Engineering Education)などを視野に入れた教育方法を取り入れる。 ○ インターンシップなど実践的な教育の場を拡充する。また、その充実のため産学が連携して教育プログラムの開発を行う。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>④ 学士課程の成績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厳正で適切な達成度評価法を開発し、実践する。 <p>⑤ 大学院課程のアドミッション・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門分野に適性があり、高度な学習と研究に意欲的に取り組むことができる学生を確保する。 ○ 多様な学生集団がもたらす教育効果を高く評価し、社会人や留学生を積極的に受入れる。 <p>⑥ 大学院課程の教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程及び博士前期課程にあつては、高度専門職業人の育成の観点から、高度な専門性をもって、諸課題を創造的に解決する能力を育む教育課程を編成し、継続的にその充実を図る。 ○ 博士後期課程にあつては、専門分野の高度化はもとより、幅広い柔軟な発想と創造性を培う教育課程を編成する。 <p>⑦ 大学院課程の教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な通用性を念頭におきながら、実践的な教育方法を積極的に導入するとともに、複数の教員による指導体制を充実させる。 <p>⑧ 大学院課程の成績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厳正で効果的な達成度評価法を開発し、実践する。 <p>⑨ 教育方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FD(Faculty Development)を実施し、教育内容の質の向上と改善に努める。 <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>① 教職員等の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育目標を達成するために、教職員を適切に配置する。 <p>② 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育のための施設・設備を整備充実させる。 	<p>④ 学士課程の成績評価の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学科、課程（講座）、及び全学共通教育の専門領域ごとの教員団が各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するとともに、その成果は学生に公表する。 ○ GPA (Grade Point Average)を基本にした総合的達成度評価法を開発し、試行する。 <p>⑤ 大学院課程の入学選抜の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各研究科のアドミッション・ポリシーを明確にした上で周知徹底し、社会人や留学生などにも配慮した、効果的な入学選抜方法を取り入れる。 ○ 教育課程を改善し、社会人や留学生を積極的に受入れる。 <p>⑥ 大学院課程の教育課程の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程及び博士前期課程にあつては、精選した専門授業科目を中心に教育課程を編成してその内容の充実を図るとともに、少人数の実践的な教育の場を通じて、創造性と課題解決能力を育成する。 ○ 外国語による授業を拡大する。 ○ 博士後期課程にあつては、副専門研修を充実させる。 <p>⑦ 大学院課程の教育方法の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ APSIAなどを視野に入れた教育方法を取り入れる。 ○ インターンシップなど実践的な教育の場を拡充する。 ○ 学位論文の研究指導に複数の教員による指導体制を充実させる。 <p>⑧ 大学院課程の成績評価の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な基本方針のもとに、関連する教員団が各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するとともに、その成果は学生に公表する。 ○ GPAを基本にした総合的達成度評価法を開発し、試行する。 <p>⑨ 教育方法の改善の具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各教育課程のFD(Faculty Development)を学生の授業評価等を踏まえて定期的を実施し、教育内容の充実と質の向上改善に努める。 <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 適切な教職員等の配置に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の充実のために、教職員を適切に配置する。 ○ 非常勤講師の配置に関する基本方針を策定し、実施する。 <p>② 教育環境の整備に関する具体的な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の教務等情報のファイリングシステムを整備する。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>③ 教育の質の改善のためのシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学が教育の責任を果たす観点から、教育の質の改善を図るための学内組織を整備するとともに、開かれた大学として、社会の要望を反映する。 <p>④ 内外の高等教育機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の高等教育機関と教育面での連携を強化し、本学の教育の充実に役立てる。 <p>⑤ 学部・研究科の特色を活かした教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学部・研究科の特色を発展させるため、その充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 附属図書館の蔵書及び施設・設備の計画的充実を図る。 ○ 既設の CANS (Campus Advanced Network System)を中心にした教育情報基盤を整備し、充実させる。 ○ 実践的教育(実験, 演習, 実技, 実習等)のための施設設備を充実させる。 ○ 教室などの学内共同利用施設の有効利用に努めるとともに、学習に適した環境の整備と機能の充実を図る。 ○ 課外活動を一層促すために、施設・設備を充実させる。 <p>③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究評議会のもとに設置した教育企画会議において、本学における教育の基本方針を策定し、効果的に運営する。 ○ 全学教務委員会, FD を推進する委員会が中心となり、学部・研究科の教務委員会, 学科(課程), 専攻の教務検討組織と連携し、広く学内外の識者の意見を取り入れ、教育の質の向上と改善に努める。 ○ 教員の教育評価の基本方針を策定し、FD と併用することによって教育の質の改善を図る。 ○ 教員相互の教育評価を含めた FD を段階的かつ継続的に推進する。 ○ 学生が積極的に関与する授業評価を継続的に実施し、教育の質の改善に役立てる。 ○ 全学共通教育については、総合教育研究開発センター(仮称)、留学生センター及び全学教務委員会が連携して内容の充実に努める。 <p>④ 内外の高等教育機関との連携のための具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の大学等を中心に、高等教育の連携組織を整備し、単位互換やカリキュラム開発研究などを通じて、教育の質的、量的充実に努める。特に栃木県内にある場合は、高等教育連絡協議会を充実し、一層の連携強化を図る。 ○ 外国の高等教育機関との教育連携を質量ともに充実させるとともに、修得単位の認定は柔軟に運用できるようにする。 <p>⑤ 学部・研究科の特色を活かした教育の目標を達成するための具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際学部・国際学研究科は、APSIA の理念と目的である、政府・民間・非営利の三部門における国際的高度専門職業人養成に向けて、新設の「国際交流研究専攻」を中心に、特に市民レベルの国際交流・国際貢献に関わる教育研究体制を整備し、この分野の実践的教育を充実させる。 ○ 教育学部及び教育学部附属「教育実践総合センター」は附属学校等及び学外の教育研究機関と連携し、教員の養成及び研修における実践的指導力の向上を積極的に支援する活動を推進する。 ○ 工学部附属「ものづくり創成工学センター」を中核にして、工学部におけるものづくり創造性教育を一層充実させる。なお、工学研究科の特色である副専門研修制度の一層の充実を図る。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>① 学習支援の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の特性に応じた、きめ細かな学習支援体制を構築し、実践する。 <p>② 生活支援の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の生活に関する事案に応じた、きめ細かな支援体制を構築し、実践する。 <p>③ 就職支援の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の就職支援体制と支援業務を充実させる。 <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>① 目指すべき研究の水準等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎から応用に至る基盤的研究を推進するとともに、個性的で発展性のある研究を積極的に推進する。 ○ 独創的な研究を重点的に育成するための支援を行う。 	<p>○ 農学部・農学研究科は、建学以来の実践的・体験的農業教育の伝統を受け継ぎ「現場から発想し、現場に貢献する農学の創造」をモットーに教育を一層充実させるとともに、博士課程については東京農工大学大学院連合農学研究科博士課程を維持し、一大学では期待しがたい分野、特に、生物資源に関わる諸分野を中心に創造的に活躍できる実践的な高度専門職業人及び研究者を育成する。</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学習支援に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 附属図書館、メディア情報基盤などの学習支援環境を組織的かつ効果的に充実させるとともに、教員の指導のもとに TA (Teaching Assistant)、チューター等を活用して、学習を支援する体制を強化する。 ○ TA、チューターの任務、配置及び採用の基本方針を見直す。 ○ オフィスアワーや予約制による面談時間を設けて、学習支援を強化する。 <p>② 生活支援に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が一体となって、学生の生活、心身の健康、対人関係、アカデミックハラスメント、セクシュアルハラスメント等の問題に対処する支援体制と、課外活動の組織及び施設・設備等を整備して、学生の自主的活動を積極的に支援する。 ○ 留学生センターを中心に留学生の生活支援体制を整備し、充実させるとともに、経済的支援を充実させる。 ○ 長期履修制度などを利用して、社会人の生活及び学習環境の一層の改善策を講じる。 ○ 各種奨学金を開拓するとともに本学独自の奨学金制度の可能性を検討し、その実現を目指す。 <p>③ 就職支援に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の再配置を含めて、就職支援体制を一層強化する。 ○ 適性と能力に合った職業選択の目を養うためのキャリア教育を導入し、継続的に充実させる。 ○ インターンシップ制度を活用し、就職支援体制を充実させる。 ○ 就職情報の提供などの就職支援活動を充実・強化する。 <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 目指すべき研究の方向性に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、国際学、教育学、工学、農学の各分野において、個性的で発展性のある研究を積極的に支援する。 ○ 個性的で発展性のある重点研究プロジェクトを新設する。 ○ 教育研究評議会のもとに設置した研究企画会議において、研究に関する基本的事項

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>② 成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果を広く社会に公表するとともに、効果的に還元する。 ○ 社会及び地域の学術、文化、産業及び生涯教育を支援する中核としての機能を担う。 <p>③ 研究の水準・成果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的に研究の水準・成果を把握し、研究の推進に努める。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>① 研究者等の配置及び研究資金の配分に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 策定した重点研究プロジェクトについては、研究者・研究支援者の配置、研究費の配分及び施設・設備の利用に関して特段の配慮をする。 ○ 従来の個人的研究に加えて、複数の教員及び学外者からなる共同研究プロジェクトを積極的に推進する。 <p>② 研究環境の整備・充実に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある研究を支援するための共同利用可能な研究環境を整備する。 ○ 研究支援のための学術情報資料の整備・充実を図る。 	<p>を審議するほか、重点研究プロジェクトの選定と評価を行い、必要に応じ研究推進のための支援体制を構築する。</p> <p>② 成果の社会への還元に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果を迅速かつ効果的に社会に公表するために、教員の研究情報ファイリングシステムを社会のニーズに合わせて一層充実させる。 ○ 産業界等のニーズを的確に把握・整理して学内に周知することにより、地域共同研究センター等の学内センターと産官との連携を強化し、研究成果の社会還元を積極的に展開する。 ○ 「とちぎ産業創造プラザ」（栃木県）内に設置した「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を産学官連携活動の推進のために積極的に活用する。 <p>③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究企画会議を中心に策定した重点研究プロジェクトの評価システムに基づいて、重点研究プロジェクトの研究水準と進捗を把握し、必要に応じて一層の推進のための支援を行う。 ○ 各学部・施設等においても、研究に関する点検評価システムを確立して、研究水準を把握し、必要に応じて研究水準の向上のための支援策を講じる。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 研究者等の配置及び研究資金の配分に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究企画会議は、重点研究プロジェクトに対する研究支援を重点的に行う配分案を策定する。 ○ 萌芽的研究及び若手教員による優れた研究を育成するための資金的支援を行う。 ○ 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、必要に応じて研究資金の支援を行う。 ○ 教員の教育研究に関する自己の質的な刷新を促すことができる制度並びに研究に専念できる期間を設定できる制度等の導入について検討する。 ○ 科学研究費補助金及び受託研究費や奨学寄付金等の外部資金の積極的導入を督促し、その成果（申請、採択等）を教員の研究費配分並びに人事評価に反映させる。 <p>② 研究環境の整備・充実に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究設備の有効利用を図るため、共同利活用方式を順次整備する。 ○ 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、特に必要とされる場合には、そのチーム等の研究に必要な施設等を確保する。 ○ 研究活動の成果を知的財産として管理する体制の強化を図るために、知的財産本部の設置を目指し、知的財産の創出、特許出願件数の増加を含めた知的財産の確保の強化とその活用の促進並びに知的財産を育む教育研究の充実に努める。 ○ 附属図書館を中心にして、共同利用の電子ジャーナル、2次データベース等の学術

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標</p> <p>① 教育研究における社会との連携等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現代社会が抱える生活・教育・文化・産業・行政・環境等の諸課題に取り組むために，広く社会と教育研究面での交流を積極的に展開する。 ○ 地域貢献の大学の理念「地域に学び，地域に返す，地域と大学の支え合い」を基本に地域連携を積極的に推進する。 <p>② 教育研究における国際交流・協力等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究活動の国際交流を積極的に推進する。 ○ 地域社会の国際化や国際交流に積極的に貢献する。 	<p>資料を継続的に整備し，充実させるとともに，それらの利用促進のためのユーザ講習会を継続的に実施する。</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教育研究における社会との連携等に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官連携プロジェクトを効果的に推進するため，地域共同研究センターをはじめとする関係部局の機能を拡充強化する。 ○ 近隣の各種教育研究機関や企業等と連携した研究プロジェクトを推進するため，地域の研究ネットワークを構築する。 ○ 学内共同利用施設の社会開放を拡大する。 ○ サテライト授業や教育訓練給付制度を活用して，社会人に対する大学院教育の機会を拡充する。 ○ 公開講座等の内容を受講者のニーズに即して充実させるとともに，高齢者や身体障害者など受講者の事情に配慮した受講環境を整備する。 ○ 栃木県高等教育連絡協議会の世話大学として，単位互換・共同研究・コンソーシアムの形成を推進する。 ○ 地域の他大学と連携して免許や資格取得のための公開講座を拡充する。 ○ 平成15年2月に新設された「高大教育連携協議会」を核にして，県内の高等学校との教育連携を強化する。 ○ 「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を拠点として，栃木県産業振興センターとの協力体制を強化し，産学官連携及び県内大学間の研究教育活動の連携を推進する。 ○ 光学技術を維持し，強化するため，光学技術者育成と光学研究を担う教育研究拠点として，民間企業と連携して本学にオプティクス教育研究センターを開設する。 <p>② 教育研究における国際交流・協力等に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の諸大学との提携を拡充して学生・教職員の教育研究や研修等での国際交流を一層推進する。 ○ 留学生の受け入れ・派遣体制の一層の充実を図る。 ○ 国際交流センター（仮称）の設置に努めるとともに，それを中核として，地域社会の国際化・国際交流を積極的に支援する。 ○ 国際的な NGO (Non-Governmental Organization)， NPO (Nonprofit Organization) 活動に関する教育研究を拡充するとともに，その機会や成果を広く社会にも公開する。 ○ 国際協力の在り方を検討し，支援体制を整備する。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2) 附属病院に関する目標 [記載事項なし]</p> <p>(3) 附属学校に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育学部及び教育学研究科と連携し、地域の学校のモデルとなる先進的な教育研究を推進する。 ○ 附属学校（幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校）は、多様なニーズをもつ子どもたち一人ひとりに適切な教育を施し、個人及び市民として望ましい成長・発達を実現することを目指す。 ○ 地域の教育課題の解決に資するために、附属学校の教育改善を図るとともに、教員の資質向上に努める。 ○ 学校における教育と生活の充実及び安全の強化を目指す。 	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 [記載事項なし]</p> <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育学部学生の教育実習などを通じ、教員養成における実践的指導を充実させる。 ○ 附属学校は相互に協力するとともに学部との連携体制を強化し、多様なニーズをもつ子どものための特別支援教育体制づくりを推進する。 ○ 附属学校の保護者との連携を基盤にして地域との交流を深め、地域の教育力を生かした教育活動の在り方に関する研究を推進する。 ○ スクール・カウンセラーや「心の教室」相談員などの教育相談体制の充実を図る。 ○ 附属学校間の連携を強化し、附属学校における一貫教育を推進する。 ○ 附属学校の教育改善をテーマとした共同研究を学部・附属学校の連携により進める。 ○ 附属学校教員の資質向上のために校内研修体制を充実させる。 ○ 附属学校の施設・設備を整備し、柔軟な相互利用体制を推進する。 ○ 学校生活の安全を強化するために、組織、施設・設備及び教育内容の改善を図る。
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健全な経営状態を保ちながら、大学の社会的責務を十全に果たすことができるよう、適正な経営基本方針を確立し実践する。 ② 学長のリーダーシップが健全な形で発揮され、全学的意思決定が機動的・効率的になされる組織運営体制の構築を図る。 ③ 教職員が全学的視野を共有し、それぞれの立場から大学運営プロセスに参画するための方策を講じる。 	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適正な経営基本方針の確立と実践 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内自治体との間で構成する「地域連携協議会」（平成 14 年設立）や栃木県及び県内高等学校との間で構成する「高大教育連携協議会」など、諸団体との交流活動を通じて、また各学部の同窓会活動のチャンネルなどを活用して、大学に対する将来にわたる社会のニーズを敏感にかつ的確に把握することに努め、それを経営方針に反映させる。 ○ 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や現況資源の有効利用を進め、健全な財務体質の維持を図る。 ② 機動的・効率的な全学的意思決定と運営を可能とする組織体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のリーダーシップのもと、役員組織の企画立案機能を強化する。役員組織と事務部門との連結を強化するために運営連絡会を設置し、機動的な執行体制を整える。また、役員組織と各学部長等との連絡調整を密にするために企画調整会議を設置し、学内合意形成の円滑化に資する。 ○ 各種委員会のさらなる整理再編を進め、機能的かつ透明性の高い運用に努める。 ③ 大学運営に対する学内構成員の参画・関与を確保するための方策 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学内合意形成の基盤として、学部間の円滑な意思疎通、全学的視野の共有を図るため、大学運営に関する情報交流を促進する。その一環として、学長・担当理事（副

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>④ 運営の透明性を確保するとともに、アカウンタビリティの一層の向上に努める。</p> <p>⑤ 学内諸活動に関する綿密な点検・評価を継続的に実践するとともに、それに基づき、学内資源の合理的な配分を進める体制を整える。</p> <p>⑥ 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営を図る。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学の基本的な目標を達成するにふさわしい教育研究組織の在り方を継続的に見直す。 ○ センター等を中心に組織の見直しを進め、学部・研究科の教育研究の推進の観点及び広く社会との連携を重視し、本学の特色あるセンターの整備充実を順次計画的に進める。 	<p>学長)と学生を含む学内構成員との直接交流の機会を増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の大学運営業務に対する貢献を適切に評価することによって、大学運営への積極的参画を促すとともに、事務職員の各種委員会への参画を図る。 <p>④ 透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報体制を強化するとともに、迅速な情報公開を進める。 <p>⑤ 点検・評価体制と合理的資源配分に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のもと、点検・評価会議において、学内諸活動に関する厳正な点検・評価を継続的に実施する。 ○ 点検・評価結果を各分野の改善につなげるため、各分野に関連する委員会各組織において、点検・評価結果に基づく改善策の検討を進め、実施する。 ○ 点検・評価の結果と社会のニーズの的確な把握に基づき、人材・予算の重点配分を実行する。 <p>⑥ 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学部における教育・研究・運営等の基本方針の策定に関わる教授会の役割に配慮しながら、学部長補佐体制を強化し、学部運営の機動性を高める。 ○ 法人化に向けた組織変革が意図どおりに機能するか、継続的な点検を実施し、必要に応じて再編・改良を行う。 <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のリーダーシップのもとに、役員と各学部長等との連絡調整を密にしながら、教育研究組織の見直しを進める。 ○ 本学をとりまく社会環境並びに時代の要請に配慮しながら、教育、研究及び社会貢献に関する本学の基本的な目標を達成するにふさわしい教育研究組織の在り方を継続的に見直し、必要に応じて柔軟に編成する。 ○ 高等教育及び生涯教育の基本的な課題について研究し、その研究成果を踏まえて、具体的な諸施策を企画・運営する上で、指導的役割を果たすための組織として、生涯学習教育研究センターを整備改組して、総合教育研究開発センター（仮称）を設置する。 ○ 本学における情報基盤の整備・運営と情報基盤技術研究の高度化を図り、全学情報処理教育・研修において指導的役割を果たし、地域の情報基盤拠点としての機能を担うために、総合情報処理センターを整備改組して、総合情報メディア基盤センター（仮称）を設置する。また、学内の学術情報の収集・蓄積・流通を高度化するために、本学附属図書館と総合情報メディア基盤センター（仮称）が連携した学術情報メディア運営機構（仮称）を設置する。 ○ 本学の国際交流活動において3つの柱になる、学生の国際交流、教育研究の国際交流及び国際協力プロジェクトへの参画を総合的かつ効果的に推進するために、留学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>① 戦略的な人的資源の活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的視点に立った人事の運用を目指す。 <p>② 人事評価のシステムの整備・活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の選考の基本指針，個人評価指針に基づき，適切な人的資源の活用を図る。 <p>③ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非公務員型の自由度を生かした柔軟な人事システムを構築し，多様な業務に即応できる効率的・効果的な人材配置を行う。 	<p>生センターを整備改組して，国際交流センター（仮称）の設置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21世紀のバイオテクノロジーを担う人材を育成し，遺伝子資源の標本の収集，遺伝子関連の研究及び啓蒙活動を一層推進するために，遺伝子実験施設，RI 実験室，動物実験室及び環境調節実験棟をバイオサイエンス教育研究センター（仮称）として統合・整備する。 ○ 産学官共同研究開発の一層の推進，地域連携の強化，起業化促進，ベンチャーマインドをもった人材の育成，知的財産の創出と確保及び管理運営の強化等を図るために，機器分析センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと地域共同研究センターを統合して地域創造開発研究センター（仮称）として再編する。 ○ 社会や時代の新しい要請に応えられるように，野生植物科学研究センターの研究組織と機能の充実を図る。 ○ 農学研究科における博士課程は，計画期間中も引き続き東京農工大学大学院連合農学研究科を構成するが，その後の将来計画については，計画期間中に検討する。 <p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 戦略的な人的資源の活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のもとに人事に関する検討組織を設置し，人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討する。 ○ 教員人事を円滑で適正に進めるため，人事調整会議を置き，任用計画，採用，昇任，人事評価の基本方針について検討を進める。 ○ 教育研究面における個性化を推進するために，教育研究プロジェクトごとに適切な教員を配置し，組織の柔軟性及び教員の流動性を高める。 <p>② 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の評価指針・実施規則等を整備し，教員の評価を職種に応じて一定の年限ごとに行う評価システムを確立して教育研究の質の改善と活性化に努める。 ○ 教員の教育研究及び運営等の活動業績が昇任等の処遇に適切に反映する人事評価制度を計画期間内に構築し，実施する。 ○ 職員の適切な個人評価システムを検討し，資質や実績に応じた効果的な配置に努める。 <p>③ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の変形労働制，裁量労働制等を検討する委員会を設置し，実施状況等を点検・評価し，必要に応じて見直す。 ○ 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用制度を新たに構築し，社会の人材を積極的に活用する。 ○ 産学官連携の推進や地域社会への貢献等に資する観点から，規程等を整備し，大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>④ 事務職員等の採用・養成に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務職員等については、広く多様な人材を確保し、職種に応じた適切な研修を行い、適正な配置に努める。 <p>⑤ 総人件費改革の実行計画に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい大学運営の在り方にふさわしい事務組織体制を構築する。 ○ 新たな業務に対応した適切な人的、物的配置によって、事務業務の効率化を図る。 	<p>運営に支障のない範囲において教職員の兼職を広く認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員選考の基本指針及び教員の選考基準の規程に基づき、教員選考に関しては、原則公募制を一層推進する。 ○ 教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として、任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を図る。 ○ 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境を整備し、計画期間中に女性教員の増加に努める。 ○ すぐれた教員を確保するために、外国からも応募しやすい環境を整え、外国への公募を強化し、教育研究面での国際化に対応した外国人教員の増加に努める。 <p>④ 事務職員等の採用・養成に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務職員等の採用に当たっては、広く人材を募集し、職種に応じ、柔軟かつ公正な採用方針により、有能な人材の確保に努める。また、実践的研修、専門的研修を計画的に実施し、資質や専門性の向上を図る。 <p>⑤ 総人件費改革の実行計画に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の効率化を図るため事務組織における業務内容、勤務体制等の状況を把握し、大学運営の進展に応じ、より機能的な組織になるよう見直しを図る。 ○ 部局間にわたる新たな課題に対応するため、各部局間の連携を重視し、適宜、対応するチームを編成するなど、体制を整備する。 ○ 職員個々の適性・専門性の向上を図る観点から、各種研修、部門間の異動及び他機関との交流等を適切に行い、よりの確な人材育成に努める。 ○ 業務の一層の効率化を図る観点から、外部委託の見直しも含め、その導入計画を策定し、順次実施する。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇都宮大学における財務内容の改善を促すために、積極的に科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部研究資金の導入を図るとともに、自己収入の確保に努める。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金の申請数を増加させるとともに、共同研究費、受託研究費や奨学寄付金など、民間からの外部研究資金を積極的に導入する。また、そのために必要な企画・支援体制を整備する。 ○ 国、地方自治体等が公募する各種の産学官連携等による共同研究開発事業及び各種財団等の補助金制度を活用し、外部研究資金の導入を図る。そのために必要な企画・支援体制を整備する。

中期目標	中期計画
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理的経費の抑制を図る。 ○ 非常勤講師の見直しを図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の有効活用を図る。 ○ 施設の有効活用を図る。 ○ 設備の有効活用を図る。 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の創意工夫を参考にして、各種経費等の削減に努める。 ○ 全学的な管理的経費の分析を踏まえて、光熱水料、消耗品費などの節減・合理化計画を平成16年度中に作成し、平成17年度から着手する。 ○ 各教育課程の授業科目を精選し、非常勤講師の削減を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の資産については、大学全体について総合的・長期的視点から、教育研究活動に最も有効的・効率的に確保・活用が出来るよう企画・計画し、整備、維持管理に努める。 ○ 学部・学科を越えた共同利用を促進するための長期計画を作成し、有効活用に努める。また、各種施設の地域開放をより一層推進する。 ○ 共同利用を積極的に進めるために、関連する学内共同教育研究施設の統合を検討するとともに、利用規程等を整備し、設備の有効活用に努める。また、民間企業等による大学の施設・設備の利用についても積極的に促進する。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学の諸活動全般にわたり自己点検・評価を行い、大学運営の改善に反映させる。 ○ 点検・評価組織を充実させ、大学運営の改善に反映させる。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学内諸活動の情報を収集、整理、蓄積するシステムの構築を目指す。 ○ 教育、研究、組織運営に関する情報を積極的に社会に発信する。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のもとに点検・評価会議を置き、本学の教育研究の水準の向上と環境の改善を図るため自己点検・評価を行い、魅力的で活力に富んだ大学づくりに資する。 ○ 担当理事のもとに、情報委員会を組織（再編成）し、教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の情報を網羅的に、かつ迅速に収集し、整理・蓄積するシステムを構築する。また、それらの情報をもとに、点検・評価会議において、厳正な点検・評価を継続的に実施する。 ○ 点検・評価に学外者の視点を組み入れるため、経営協議会の学外委員のうち若干名を、点検・評価会議の特別委員として迎える。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する学内諸活動の情報を収集・整理・蓄積するシステムを構築するとともに、情報公開の原則・方針を確立する。それらに基づき、学内外の求めに応じて、公開すべき情報が速やかに公開に供せられる体制を整えるとともに、社会のニーズに応じた大学の活動状況を積極的に情報発信する。 ○ 各学部及び各附置施設等において、教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の実績記録を学部年報、あるいはセンター年報などとして定期的に発行する。 ○ 各種委員会において、分担分野に関する毎年の活動実績記録をとりまとめ、インタ

中 期 目 標	中 期 計 画
	<p>ーネット・ウェブサイト上に掲載する。必要に応じて、適宜出版物として発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員総覧を充実し、インターネット・ウェブサイト上に掲載する。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い特色ある教育と研究にふさわしい機能や質的水準を備え、高度化・多様化に弾力的に対応できる施設設備の整備を推進するとともに、ゆとりと潤いがあり広く社会に開かれたキャンパス環境を創出する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容・方法の改善，学術研究の進展等にもなつて必要とされるスペースの確保に努めるとともに教育研究の一層の高度化を図るために，施設設備の有効活用を図る一方で，教育研究にも配慮した施設設備の整備充実に努める。 ○ 体系的に収集された学術標本を，実証的教育・研究に活用するとともに，地域社会への多面的学術情報として提供するために施設の整備充実に努める。 ○ 卓越した研究組織としての様々なタイプにも柔軟に対応できる，フレキシブルなスペースと快適性や安全性に配慮したレベルの高い実験室等の確保に努める。 ○ 国際的に開かれた教育・研究体制に対応し，また地域の国際交流の支援拠点として各種のプロジェクトに配慮した施設の整備に努める。 ○ 知的創造活動の交流拠点として，施設の充実とその開放，及びバリアフリー環境整備の推進に努める。 ○ 快適な学生生活を送るために，キャンパスにおける様々な活動を支援する各種施設（課外活動施設，保健関連施設，居住施設，屋外環境施設等）の施設設備の充実に努める。 ○ 長期借入金による整備等，新たな整備手法による整備に努める。 ○ 学生の視点に立った教育研究環境の適切な維持及び整備充実に努める。 ○ 国・地方自治体との連携，寄附及びPFI(Private Finance Initiative)等による施設整備の推進に努める。 ○ 屋外環境の維持・管理に関する保全計画を策定し，教職員・学生が連携してキャンパスの美観維持に努める。また，キャンパスの整備においては周辺地域の環境と共生を図る。 ○ 全学的な教育研究スペースの整備状況及び利用状況に関する点検・評価の結果を踏まえ，スペース配分方法の見直しを行い，教育研究の流動化に対応した全学共同利用スペースの確保に努め，既存施設の有効活用を図る。 ○ 適切な維持管理と予防的修繕を行うための調査及び修繕計画を策定し，既存施設の長期使用と活性化を図る。 ○ 昭和56年以前建設の建物のうち，必要とされる建物の耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を策定する。 ○ 既存施設設備の利用実態や将来需要を踏まえ，環境に配慮した適切なエネルギー供給計画を策定し，省エネルギー及びランニングコストの縮減に努める。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生と教職員が安心して学び、働けるような安全な教育研究環境を整備し、安全管理体制を充実させる。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な安全管理体制を見直し、労働安全衛生法に則った安全対策を計画的に実施する。 ○ 学生と教職員の安全確保のために施設・設備を整備するとともに、安全点検を定期的に実施する。 ○ 学生と教職員の安全意識の向上を図るために、全学的な安全や予防対策に関する教育・訓練や講習会などを定期的に開催する。 ○ 防災、防犯対策を強化するために、管理体制を計画的に整備し、充実させる。また、各キャンパスが地域住民の避難場所としても機能するように整備する。 ○ 学内情報ネットワークに適切なセキュリティ対策を講じ、その維持管理に努める。 <p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期借入金の限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 短期借入金の限度額 1 6 億 円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも予想される。 <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な財産を譲渡する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・農学部附属演習林（船生演習林）の土地の一部（栃木県塩谷郡塩谷町大字船生7556 5,345㎡）を公共目的に資するため譲渡する。 ・教育学部附属特別支援学校の土地の一部（栃木県宇都宮市若草2丁目2588の15 19.39㎡）を公共目的に資するため譲渡する。 ・地藏台宿舍（栃木県宇都宮市峰町247番1 3,680.42㎡）の土地を公共目的に資するため譲渡する。 <p>IX 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決算において剰余金が発生した場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

中期目標

中期計画

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 210	施設整備費補助金（210）

（注1）金額については見込であり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 学長のもとに人事に関する検討組織を設置し，人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討する。
- 教員人事を円滑で適正に進めるため，人事調整会議を置き，任用計画，採用，昇任，人事評価の基本方針について検討を進める。
- 教育研究面における個性化を推進するために，教育研究プロジェクトごとに適切な教員を配置し，組織の柔軟性及び教員の流動性を高める。
- 教員の教育研究及び運営等の活動業績が昇任等の処遇に適切に反映する人事評価制度を計画期間内に構築し，実施する。
- 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用制度を新たに構築し，社会の人材を積極的に活用する。
- 教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として，任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を図る。
- 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境を整備し，計画期間中に女性教員の増加に努める。
- すぐれた教員を確保するために，外国からも応募しやすい環境を整え，外国への公募を強化し，教育研究面での国際化に対応した外国人教員の増加に努める。
- 事務職員等の採用に当たっては，広く人材を募集し，職種に応じ，柔軟かつ公正な

中期目標

中期計画

採用方針により、有能な人材の確保に努める。また、実践的研修、専門的研修を計画的に実施し、資質や専門性の向上を図る。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 40,796百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

計画の予定なし。

(長期借入金)

学生寮整備事業

(単位：百万円)

区分	年度						中期目標 期間計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
学生寮(雷鳴寮)整備 事業					6	6	12	114	126
長期借入金償還金									

(リース資産)

計画の予定なし。

別表
教育研究上の基本組織

学部	国際学部 教育学部 工学部 農学部
研究科	国際学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科

※ 東京農工大学大学院連合農学研究科の参加校である

別表
学生収容定員

平成16年度	国際学部	420人	
	教育学部	840人	(うち教員養成課程 600人)
	工学部	1,660人	
	農学部	910人	
	国際学研究科	50人	
	教育学研究科	140人	
	工学研究科	472人	(うち博士前期課程 374人) (博士後期課程 98人)
	農学研究科	141人	
	国際学部	420人	

中 期 目 標	中 期 計 画		
	平成17年度	教育学部 840人 (うち教員養成課程 600人) 工学部 1,630人 農学部 900人	
		国際学研究科 60人 教育学研究科 140人 工学研究科 482人 (うち博士前期課程 374人) (博士後期課程 108人) 農学研究科 142人	
		平成18年度	国際学部 420人 教育学部 840人 (うち教員養成課程 600人) 工学部 1,600人 農学部 900人
			国際学研究科 60人 教育学研究科 140人 工学研究科 482人 (うち博士前期課程 374人) (博士後期課程 108人) 農学研究科 142人
	平成19年度		国際学部 420人 教育学部 840人 (うち教員養成課程 600人) 工学部 1,600人 農学部 900人
			国際学研究科 63人 (うち博士前期課程 60人) (博士後期課程 3人) 教育学研究科 140人 工学研究科 479人 (うち博士前期課程 374人) (博士後期課程 105人) 農学研究科 142人
		平成20年度	国際学部 420人 教育学部 840人 (うち教員養成課程 600人) 工学部 1,600人 農学部 900人
			国際学研究科 66人 (うち博士前期課程 60人) (博士後期課程 6人) 教育学研究科 140人 工学研究科 483人 (うち博士前期課程 384人) (博士後期課程 99人)

中 期 目 標	中 期 計 画	
	平成 2 1 年度	農学研究科 1 4 2 人
国際学部 4 2 0 人		
教育学部 8 4 0 人 (うち教員養成課程 6 0 0 人)		
工学部 1, 6 0 0 人		
農学部 9 0 0 人		
国際学研究科 6 9 人 (うち博士前期課程 6 0 人) (博士後期課程 9 人)		
教育学研究科 1 4 0 人		
工学研究科 4 8 7 人 (うち博士前期課程 3 9 4 人) (博士後期課程 9 3 人)		
農学研究科 1 4 2 人		

(別紙) 予算 (人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	37,070
施設整備費補助金	210
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	872
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	19,232
授業料及入学金検定料収入	18,623
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	609
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,331
長期借入金収入	
計	58,715
支出	
業務費	56,302
教育研究経費	40,430
診療経費	0
一般管理費	15,872
施設整備費	210
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,331
長期借入金償還金	872
計	58,715

[人件費の見積り]

期間中総額40,796百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては17年度以降は16年度の人件費見積額をふまえて試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度の交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営費に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度に措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

運営費交付金 = A (y) + B (y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育当標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③・⑧) を対象。
E (y) : 教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象
F (y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。
G (y) : 特別教育研究経費 (⑫) を対象。
H (y) : 入学金収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等に係る学部教育当標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

I (y) : 一般管理費 (①) を対象。
M (y) : 特殊要因経費 (⑬) を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部大学院等の組織整備に必要な係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、別紙○の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、17年度以降は16年度予算額を踏まえて試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算においては「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	57,619
経常費用	57,619
業務費	53,309
教育研究経費	8,032
診療経費	0
受託研究費等	743
役員人件費	621
教員人件費	31,452
職員人件費	12,461
一般管理費	2,168
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,142
臨時損失	0
収入の部	57,619
経常収益	57,619
運営費交付金	35,559
授業料収益	14,954
入学金収益	2,523
検定料収益	524
附属病院収益	0
受託研究等収益	743
寄附金収益	565
財務収益	0
雑益	609
資産見返運営費交付金等戻入	411
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	1,726
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	58,972
業務活動による支出	55,477
投資活動による支出	2,366
財務活動による支出	872
次期中期目標期間への繰越金	257
資金収入	58,972
業務活動による収入	57,633
運営費交付金による収入	37,070
授業料及入学金検定料による収入	18,623
附属病院収入	0
受託研究等収入	743
寄付金収入	588
その他の収入	609
投資活動による収入	1,082
施設費による収入	1,082
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	257

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込み額（257百万円）が含まれている。